

令和6年12月18日

関係所属長殿

刑事部長

### 捜査用カメラの適正な使用の徹底について（通達）

捜査活動のために用いるビデオカメラ（以下「捜査用カメラ」という。）の適正な使用については、「捜査用カメラの適正な使用の徹底について（通達）」（令和4年11月18日付け刑企発第301号及び令和5年3月16日付け刑企発第55号。以下「旧通達」という。）により通達しているところ、捜査用カメラの使用に際しては、下記のとおり、組織的かつ厳格に管理された電磁的記録媒体を使用するとともに、任意捜査としての許容性を検討した上、警察署長又は本部事件主管課長（以下「警察署長等」という。）が具体的な捜査指揮を行うなど適正な使用を徹底されたい。

なお、旧通達は廃止する。

#### 記

#### 1 捜査用カメラを使用するに当たり検討すべき事項等

##### (1) 任意捜査としての許容性の検討

捜査用カメラによる被疑者等の撮影・録画（以下「撮影等」という。）は、その捜査目的を達成するため、必要な範囲において、かつ、相当な方法によって行われる場合に限り任意捜査として許される。

撮影等しようとするときは、当該場所の性質、撮影等の具体的目的（現行犯の立証、既に行われた犯罪の犯人の特定等）、撮影等の必要性（事件の重大性、嫌疑の程度等）及び撮影方法の相当性（事件に無関係な第三者が撮影対象に含まれるか否か、プライバシーの侵害の程度等）について、対象となる事件の具体的状況に即して可能な限り子細に検討するとともに、撮影等の継続の必要性についても随時検討すること。

##### (2) 捜査用カメラ設置箇所等の確認等

捜査用カメラを特定の場所に設置して撮影等しようとする場合には、その設置箇所はもとより、設置等のために立ち入る必要のある土地又は建物の管理者等（以下「管理者等」という。）を確認し、捜査の秘匿に留意の上、捜査用カメラの設置又は土地等への立入りについて当該管理者等の承諾を得ること。

#### 2 捜査用カメラに使用する電磁的記録媒体

（略）

#### 3 警察署長等による捜査指揮等

##### (1) 警察署長等の具体的な捜査指揮

警察署長等は、撮影等の適否について捜査主任官等からの報告のみに基づいて判断することなく、別添「捜査用カメラ検討票」を活用して点検を行い、必要に応じて捜査報告書や図

面その他の資料を確認するなど十分に検討の上、具体的な捜査指揮を行うこと。

(2) 本部事件主管課との協議

撮影等の適否を判断するに当たり必要と認める場合（過去に前例のない方法等で撮影等する場合、使用所属において判断に迷う場合、その他使用所属の所属長において協議が相当と認める場合など）は、警察署にあっては本部事件主管課と、本部事件主管課にあっては刑事企画課と協議すること。

(3) 検討結果等の記録化

前記(1)及び(2)により、撮影等の適否を検討した結果及び捜査指揮事項については、事件指揮簿へ確実に記録しておくこと。

担 当：刑事企画課（指導第一係）

別添 （略）